

平成18年6月5日
内閣府統計制度改革検討室

「統計制度改革検討委員会 報告」のポイント

目次

第1 制度改正のねらいとポイント	1
第2 新たな法制度の基本的な枠組み	
法制度の目的、対象範囲	2
基本原則、国及び地方公共団体の責務	3
公的統計の整備に関する基本的な計画	4
国の行政機関が作成する統計	
全体のイメージ	5
基幹統計、基幹統計を作成する際の規律	6
一般統計調査に関する規律	7
地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査	8
行政記録の統計への活用	9
ビジネスフレーム（事業所・企業を対象とする共通の母集団情報）の整備	10
統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用、統計基準、適用除外、罰則、その他	11
第3 「司令塔」の在り方	12

※ 本資料は、「報告」の理解に資するよう、事務局においてその内容を模式的に示したものであり、引用等に当たっては「報告」本文を当たられたい。

制度改革のねらいとポイント

現行制度の主な問題点

- 社会が必要とする統計の整備が不十分
- 統計作成における行政記録の活用が不十分
- 統計ニーズ、IT技術等に対応した統計の利活用が不十分
- 分散型の統計機構の中で、統計行政の調整機能の役割発揮が不十分



～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

- 社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な行政サービスの一つ

制度構築の基本的視点

- ① 作成・利用双方の視点に立って社会の情報基盤としての統計にふさわしい規律・仕組みを確立すること
- ② 情報源・作成方法の別にとらわれず公的機関が作成する統計の総合的・計画的・効率的な整備を可能とする仕組みを確立すること
- ③ 統計整備に関する「司令塔」機能を強化すること

改革案の主要ポイント

- ① 調査統計・業務統計・加工統計をすべて対象とする法制度を整備
- ② 基本原則を明確化し、すべての公的統計に通ずる規範として確立
- ③ 公的統計の整備に関する基本的な計画を制度化(閣議決定)
- ④ 業務統計・加工統計も含めて、公的統計の体系の根幹を成す「基幹統計(仮称)」とそれ以外の「一般統計(仮称)」の規律を整備
- ⑤ 統計作成の正確性、効率性、報告者負担軽減等の観点から、行政記録を統計に活用するための規律を整備
- ⑥ ビジネスフレーム(事業所・企業に関する共通の母集団情報)の整備
- ⑦ 統計データの二次的利用の促進、統計調査の民間委託に対応した規律を整備
- ⑧ 分散型統計機構の弊害を克服し得る「司令塔」の確立

法制度の目的、対象範囲

法制度の目的

<基本認識>

国、地方公共団体等が作成する統計(公的統計)

= 社会の構成員の合理的な意思決定等を支える社会の情報基盤の重要な構成要素

<内容>

公的統計の作成・提供・利用促進に関し基本となる事項

<目的>

公的統計の有用性確保、体系的・効率的な整備

⇒ 国民経済の健全な発展・国民生活の向上に寄与

対象範囲

- ① 国の行政機関 ※ 会計検査院を除く。
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

- * ②③については、別途、政令で指定するもののみ実体的な規律(統計調査の届出等)の対象
- * 統計作成主体としての民間事業者、国会及び裁判所は対象外
- * 情報源・作成プロセス(調査統計・業務統計・加工統計)を問わず対象

基本原則、国及び地方公共団体の責務

国連統計委員会「官庁統計の基本原則」等における基本的な考え方も踏まえ、公的統計を作成する主体が抱るべき基本原則を明確化

統計の基本原則

公的機関が統計を作成するに当たっては、以下の基本原則にのっとり、社会の構成員によって広く利用される有用な情報として統計を作成・提供するよう努力

- | | |
|------------|------------------|
| ① 中立性の原則 | ⑤ 透明性の原則 |
| ② 信頼性の原則 | ⑥ 適時性の原則 |
| ③ 比較可能性の原則 | ⑦ 効率性の原則 |
| ④ 秘密保護の原則 | ⑧ 統計への容易なアクセスの原則 |

国・地方公共団体の責務

国：基本原則にのっとり、①公的統計の整備に関する総合的な施策の策定・実施、②全国的な視点に立って整備されるべき公的統計の作成・提供

地方：基本原則にのっとり、①国に準じた施策の策定・実施、②区域の需要に応じた公的統計の作成・提供(国との適切な役割分担)

国・地方は、公的統計の整備に当たり、相互に連携協力

公的統計の整備に関する基本的な計画

計画の内容

- ・ 計画期間(10年を視野に入れつつおおむね5年間を対象)
 - ・ 基本的な方針、措置に関する事項 等
 - ～ 公的統計の整備に係る政府の基本的な考え方や取組を広く対象とする
統計行政全般に関する基本の方針、重点的に統計を整備すべき分野、個別統計の新設・改廃・見直し、指定・承認に係る方針、統計品質の向上、新たな調査環境への対応、報告者負担の軽減、統計基準の設定、統計データの提供、統計データの利用促進、民間委託、人材の確保・育成、国際協力、専門技術の向上 など
- ※ 地方公共団体、独立行政法人等が行う取組についても、緊密な意思疎通を図ることを前提に、国との連携確保のための取組等を内容に含みうるものとする。

策定手続

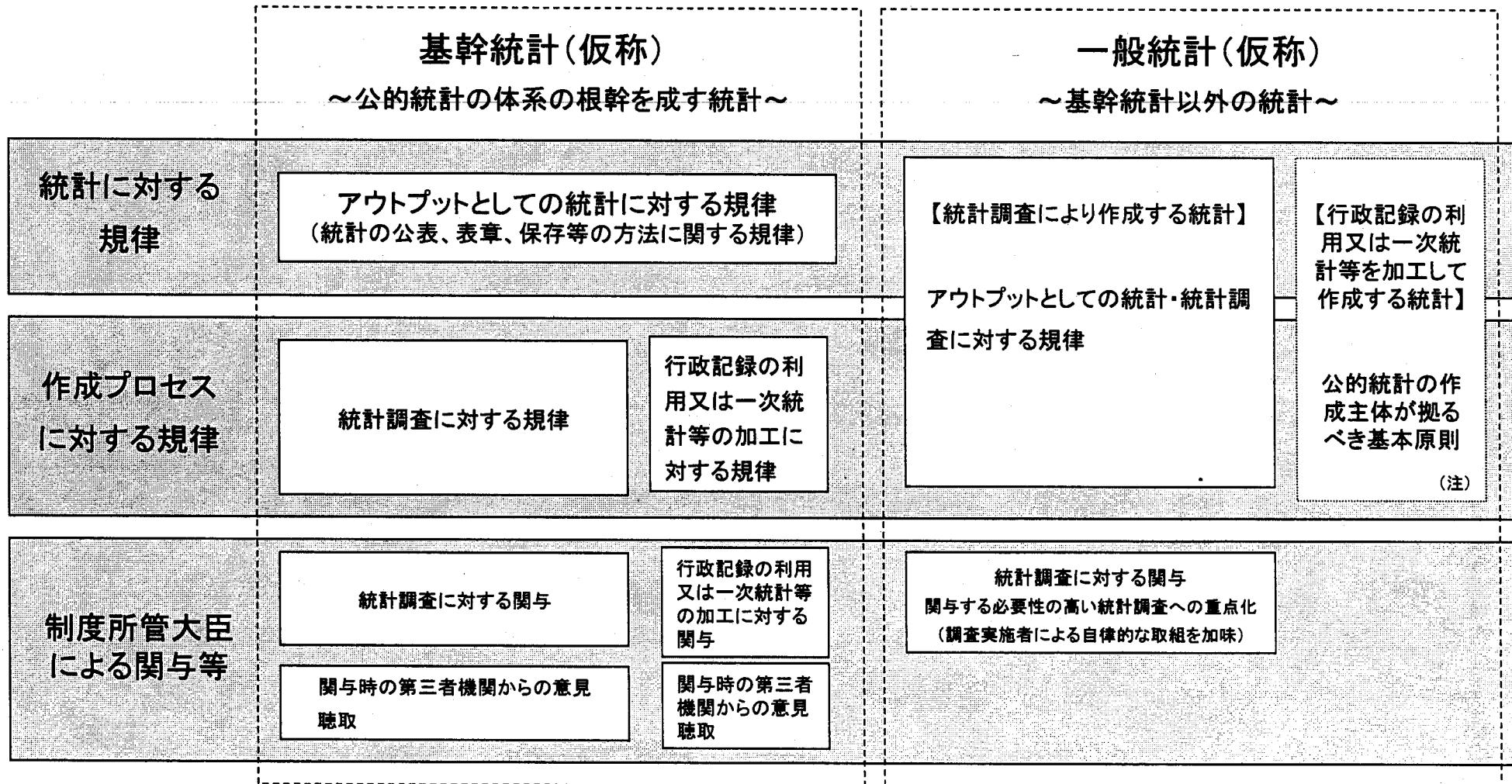
- ・ 制度所管大臣が第三者機関の意見を聴いて案を作成
→ 政府全体として意思決定(閣議決定)
- ・ 案の策定プロセスにおいて、広く国民の意見を求めるための措置を講ずる(例:パブリックコメント、利用者との意見交換、第三者機関による公開ヒアリング)

フォローアップ

- ・ 制度所管大臣は、進捗状況を把握・評価し、結果を第三者機関に報告
→ 第三者機関は計画の改定の勧告も含めて、意見を述べることができる。

業務統計・加工統計も含めて公的統計の体系全体を視野に入れ、中長期的な視点に立って、総合的・計画的な統計整備を推進 ⇒ 個別統計に係る関与と共に「車の両輪」となって統計整備を加速

国の行政機関が作成する統計に関する規律(全体イメージ)



注 一般統計となる業務統計及び加工統計については、本来の行政目的における機動的なデータ活用や自由な創意工夫による改善発達が十分に図られる必要があることを勘案し、作成機関に対する実体的な規律や制度所管大臣による関与を設けない。

基幹統計、基幹統計を作成する際の規律

基幹統計

国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成すべき統計を「基幹統計」とし、制度所管大臣がこれを指定。必要がなくなれば指定を解除。指定及び指定解除の際は、あらかじめ第三者機関の意見を聴取。

基幹統計に共通する規律

- ① 結果及び基本情報をインターネット等で公表する。
- ② 結果の公表期日及びその方法をあらかじめ公表する。
- ③ 結果の表章に当たっては個体の秘密を保護する。
- ④ 結果及び基本情報を電磁的記録等で保存する。

統計調査によって基幹統計を作成する際の規律

・基幹統計を作成するために行う統計調査（「基幹統計調査」）の実施につき、以下の規律を設ける。

- ① 申告義務
- ② 調査のための立入り・検査、資料提供の求め
- ③ 関係行政機関への協力要請
- ④ 調査対象者等の秘密保護
- ⑤ 調査票の目的外使用の制限 等

・基幹統計を行う行政機関は、当該調査に先立ち、その目的、調査事項等につき、制度所管大臣の承認を得ること。

・制度所管大臣は必要に応じ、調査の変更又は中止を求めることができること。

・制度所管大臣が各種の関与を行う際、第三者機関の意見を求めるこ

等

行政記録を用いて又は一次統計を加工して基幹統計を作成する際の規律

- ・基幹統計を作成する行政機関が、基幹統計の作成及び公表方法に関する重要事項を変更しようとする際には、あらかじめ制度所管大臣に通知すること。
- ・制度所管大臣は必要に応じ、作成する行政機関に対し、意見を述べることができること。
- ・制度所管大臣は、基幹統計の作成又は改善のために必要があると認めるときには、関係行政機関その他の者に対し、基幹統計を作成する行政機関に必要な資料の提供その他の協力をうよう求めることができること。
- ・制度所管大臣が各種の関与を行う際、第三者機関の意見を求めるこ
- ・基幹統計を作成する行政機関は、基幹統計の作成及び公表に関する重要事項を変更する際は、あらかじめ広く国民の意見を求めるよう努めること。

一般統計調査に関する規律

基本的な考え方

- 統計調査により作成される統計は、調査対象者から情報の提供を求めて作成するという特性があること等から、その作成プロセス等に
関して調査対象者の秘密保護等に関する法的規律や制度所管大臣の関与の仕組みを設けることが必要。
- 一般統計を作成するための統計調査(一般統計調査)に対する制度所管大臣の関与については、調査実施者が自律的に調査の品質
等の維持・改善に取り組むことを前提に、その対象を事前チェックの必要性の高い調査に重点化。ただし、調査実施者における自律的な取
り組みを担保する仕組みが必要。
- 一般統計調査は、制度所管大臣による関与に当たり一定の機動性と簡素な手続きが求められることから、基幹統計調査におけるような
形で第三者機関からの意見聴取を行うまでの必要性はない。

規律の概要

一般統計調査に関する規律

- ① 秘密の保護、② 調査票の目的外使用の制限、③ 調査票の適正管理、④ 結果及び基本情報の公表の努力義務

制度所管大臣による一般統計調査への関与

- ① 調査の新規実施・重要事項の変更の際の事前審査・承認
※ 重要事項を変更することなく継続的に行われる調査(内容継続調査)については、実施の都度、制度所管大臣の承認を要しない。
- ② 内容継続調査の事後報告の微収・公表
- ③ 内容継続調査に関する改善意見の表明、改善措置が講じられない場合の承認の取り消し
- ④ 基幹統計調査に支障を及ぼすおそれがある調査の変更・中止の求め など

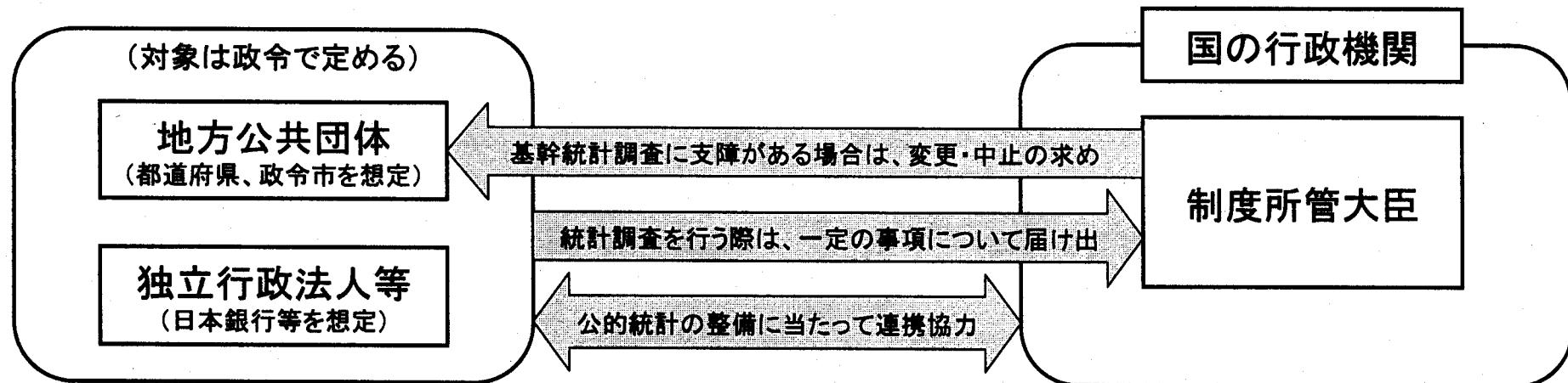
調査実施者の責務

内容継続調査の品質確保、調査実施の効率化、報告者負担の軽減等の観点からの必要な取組の努力義務

地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査

基本的な考え方

自主性、自立性等を尊重する観点から、基本原則及び責務を前提に、国の行政機関のものとは別建ての新たな仕組みを設ける。



地方公共団体が行う統計調査に関する規律

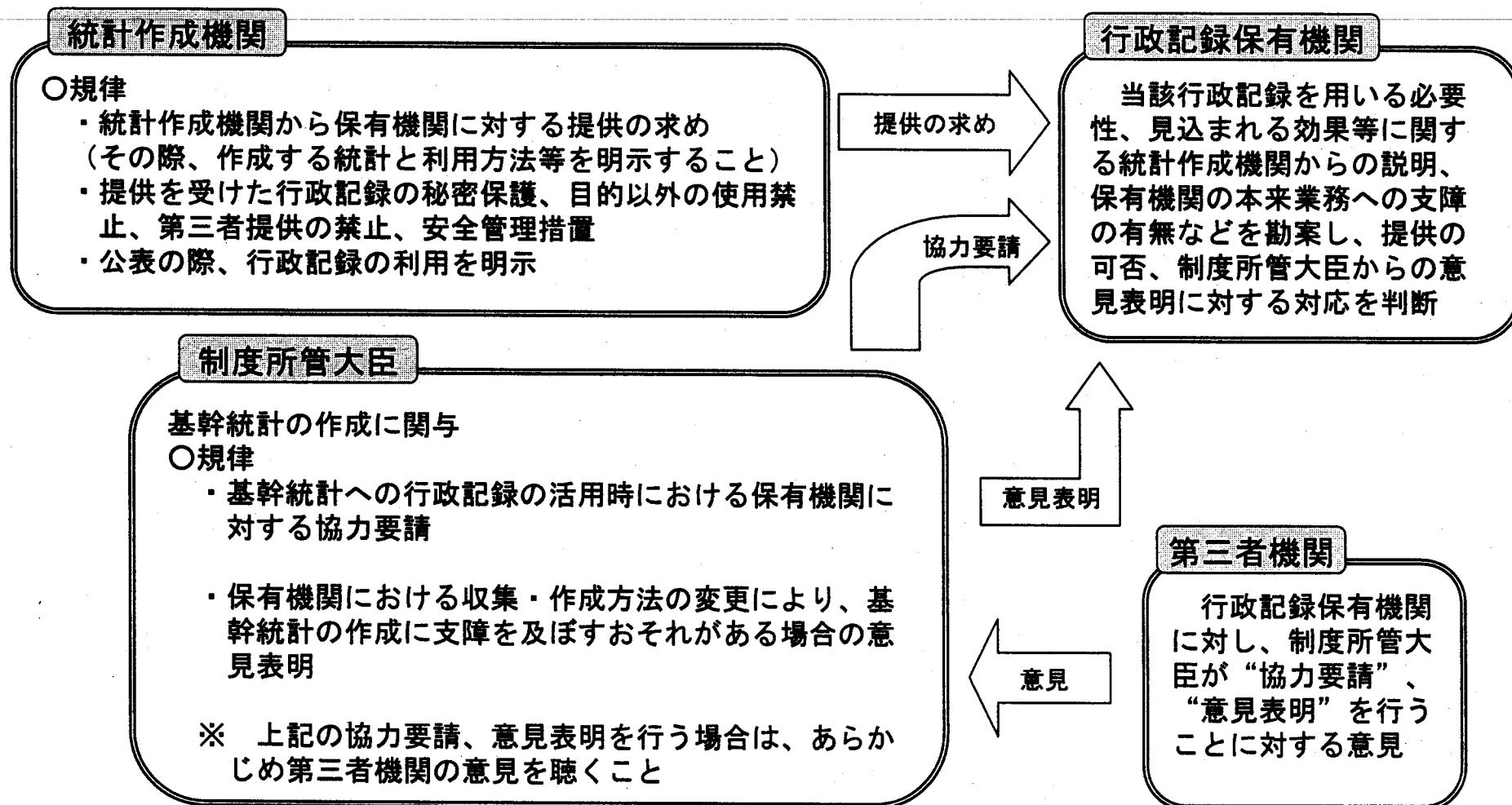
- ① 調査対象者等の秘密の保護
 - ② 調査の結果及び基本情報の公表に努める
 - ③ 調査票等の適正使用・管理に努める
- ※ 地方公共団体は、自ら条例により規律の整備可能

独立行政法人等が行う統計調査に関する規律

- ① 調査対象者等の秘密の保護
- ② 調査票の統計目的外使用の禁止
- ③ 調査の結果及び基本情報の公表に努める
- ④ 調査票等の適正管理に必要な措置を講ずる

行政記録の統計への活用

公的統計の正確性・効率性の向上、報告者負担の軽減等の観点から、国の行政機関が組織的に保有する各種の情報（行政記録）で統計作成に活用し得るもの積極的に活用する。



ビジネスフレームの整備

(事業所・企業を対象とする共通の母集団情報)

○ 整備目的

事業所・企業に関する母集団情報の活用を通じた公的統計作成の正確性及び効率性の向上並びに報告者負担の軽減

○ 作成・更新・管理に関する規律（制度所管大臣が作成・更新・管理）

- ・ 作成・更新のため、明示した基幹統計調査の調査票の利用、その他の情報の提供の求め
- ・ ビジネスフレーム及び提供を受けた情報の秘密保護、目的以外の使用禁止、安全管理措置
- ・ 利用状況のとりまとめ、公表

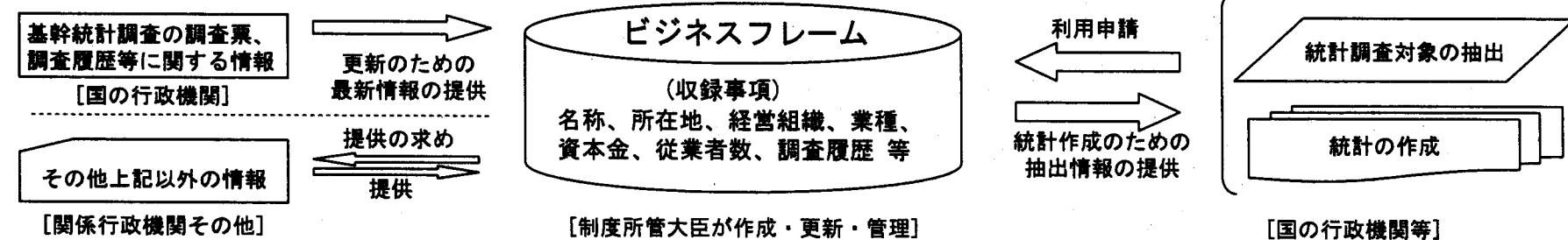
○ 利用に関する規律（利用機関は、国の行政機関並びに政令で定める地方公共団体及び独立行政法人等）

- ・ ビジネスフレームの利用に当たっての必要事項（利用目的、必要とする情報等）の申請
- ・ 提供を受けた情報の秘密保護、目的以外の使用禁止、安全管理措置
- ・ 公表の際、ビジネスフレームの利用を明示

○ 国の行政機関に対する規律

- ・ 統計調査の実施に際し、母集団選定時におけるビジネスフレームの原則利用
- ・ 統計調査の調査履歴等に関する情報のビジネスフレームへの提供

ビジネスフレームのイメージ



統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用、統計基準、適用除外、罰則、その他

統計調査の民間開放及び統計データの二次的利用

(1) 統計調査の民間開放

統計調査を受託した民間事業者に関して、秘密の保護、調査票等の適正管理等に係る関係規定を整備

(2) 統計データの二次的利用

調査対象者の秘密の保護等に留意した仕組みとした上で、利用目的を行政利用に限定することなく学術研究目的も含めて、統計データの利用が促進されるよう必要な規律を整備

統計基準

- 制度所管大臣は、公的統計の比較可能性を確保するため、基準の性格に応じてあらかじめ第三者機関の意見を聞き、産業分類その他の統計基準を設定
- 基幹統計を表章する場合は統計基準を原則使用義務
- 一般統計調査や政令で定める地方公共団体・独立行政法人等が行う統計調査においては努力義務

適用除外

新たな法制度の規律の適用が適当でないものについて、適切な範囲で適用除外を規定

罰則

公表期日前の結果の漏せつ、結果の改ざん、統計調査の結果知られた秘密の漏せつ・窃用、申告を命じた統計調査に対する申告拒否・虚偽申告・申告妨害、実地調査に対する拒否・妨害・虚偽説明について、適切な罰則を設定

その他

- 制度所管大臣による資料提出等の求め
- 公的統計に関する情報に関するインターネット等による総合的情報提供
- 個人情報保護法制の適用除外
- 国勢調査の位置づけ
- 「かたり調査」の禁止(基幹統計)

「司令塔」の在り方

〈現在の分散型統計機構における問題点〉

- 各府省における統計組織の位置付けの弱さ
- 統計の企画立案・調整機能(第三者機関によるものを含む)を担うべき組織の長期的な機能・権限の低下
- 専門的な人材(層)とそれを確保する仕組みの不足
- 「司令塔」機能を分け持つ機関間相互の連携が不十分(一体性の欠如)

統計制度の中核として
統計整備をリードする
役割を担う「司令塔」
が必要

「司令塔」の有すべき機能

i 企画立案・調整機能

- ① 統計制度に関する基本的事項の企画・立案
- ② 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の作成
- ③ 統計基準の設定
- ④ 個別統計の作成に関する調整(指定・承認等)
- ⑤ 個別統計の結果に対する評価
- ⑥ 利用者のニーズ把握
- ⑦ 國際的な連携、情報収集・発信

ii 基本的な統計の整備機能

- ⑧ 包括的な勘定体系(SNA)等の整備
- ⑨ 政府横断的・共通的な統計(他の行政機関によっては作成されない重要な統計を含む)の作成

iii 統計の基盤整備機能

- ⑩ 各府省が行う統計調査の共通の母集団情報の整備・提供
- ⑪ 統計関係職員の専門性の向上
- ⑫ 情報システムの企画・運営
- ⑬ 研究開発

「司令塔」組織について留意すべき観点

- ① 左の i, ii, iii の3機能の一体的・相乗的・継続的な効果の発揮
- ② 中立性・専門性確保のため、学識経験者等による第三者機関が必要
- ③ 専門性を有する人材の継続的な確保・育成
- ④ 特定の利益や立場から距離を置いた、政府部内での位置付けの明確化
- ⑤ 「司令塔」の置かれる行政機関の他の所掌事務や権限との連携の確保
- ⑥ 「司令塔」を代表する者を「チーフ・スタティスティシャン」(Chief Statistician)と呼称し、統計に関して卓越した識見を有する者を充当

- 最も重要かつ中核的な機能は企画立案・調整機能であり、これを充実強化することは喫緊の課題
- 真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要

統計の「司令塔」の実現には、行政における綿密な検討が必要であり、その組織の具体化については、今後の政府部内における真摯な検討を待つこととする。